

平成 27 年第 3 回定例会 環境農政常任委員会

平成 27 年 12 月 11 日

西村委員

さて、今回条例を廃止する、あるいは改正する。こういった御報告があったんですけれども、法律の改正で、農業協同組合法等の一部改正に伴う事務処理の特例に関する条例の改正議案に関連して、農協法の改正と同様に、農業委員会等に関する法律が一部改正をされました。平成 28 年 4 月に施行されます。今、農業に関わる様々な法律が改正をされてきていると承知をしております。今回の改正では、県農業会議や農業委員会の組織が変わるなどの大きな制度改革が行われるとのことでありまして、農業関係者の間には心配をされる、少し不安に感じていらっしゃる、こういう声を伺っているところです。新たな農業委員会には、女性や若者などの参画が期待をされているところでもあります。そこで、県は農業委員会の制度改革にどのように関わり、どのように支援をされていくのか、現状の状況等について伺っていききたいと思います。

農業委員会等に関する法律の改正の趣旨は、こういったものなんでしょうか。
農政課長

今回の農業委員会等に関する法律の改正の目的でございますが、農業を成長産業とするため、担い手への農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を促進するというのが目的になってございます。

西村委員

農業委員会等に関する法律の改正の具体的な内容としては、どういうものが挙げられますか。

農政課長

改正の内容でございますが、ポイントとしては 3 点ございます。一つは、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制に変わります。従来の農業委員は、比較的高齢の方が多という状況がございました。ですが、今後は委員の半数以上を意欲的に農業生産に取り組んでいる認定農業者にするということが求められます。

次に、農地利用最適化推進委員が新設されます。農地利用の最適化推進委員は、農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方の中から農業委員会が委嘱をして、地域内の農地利用の最適化の促進を専門的に取り組むこととなります。また、その活動については農地中間管理機構との連携に努めるということとさせていただきます。

3 点目でございます。農業委員会の活動をサポートするために、県段階の一つ、農業委員会ネットワーク機構を指定するということになってございます。ネットワーク機構は、農業委員、農業委員会相互の連絡調整、推進委員、職員に関する講習や研修を行うことで、各農業委員会の活動支援を行うというものでございます。

西村委員

この法律の改正によって、農業関係者の中に心配されているという不安の

声が上がっていると伺っているんですが、どういう点を心配されているんでしょう。

農政課長

農業関係者の方に不安が広がっている原因でございますが、先ほど御説明しましたように、農業委員会の制度が変わることになります。農業委員の選出方法や定数が見直されることなど、新体制への円滑な移行が課題となっています。また、農業委員会をサポートするために、都道府県段階で農業委員会ネットワーク機構が指定されることとなりますが、その新たな体制、業務推進方法が未確定であったことなどが主な原因であると考えられます。

また、今回の改正で農業委員の半数以上を認定農業者にすることが決められてございます。市町村によっては、認定農業者の数自体が足りないということもございます。その対応に苦慮していたということはございますが、その後、国から農業委員会定数の8倍未満の認定農業者しかいない場合には、市町村議会の同意を得た上で認定農業者に準ずる者などで対応することが認められたという状況になってございます。

西村委員

新しい農業委員の指名については、女性とか若者などの参画を積極的に進めるべきだと考えるんですが、どのように検討されていらっしゃるのでしょうか。

農政課長

農業委員の選出については、市町村議会の同意を得て市町村長が任命するという制度に移行いたします。市町村長は、委員の任命に当たりまして委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する旨の配慮規定が置かれることになってございますので、市町村長の責任において農業委員会が適切な性別、年齢構成となるよう検討されるものと考えております。

県としましては、女性や若者が適正に農業委員へ配置されるよう、機会を捉えて各農業委員会に働き掛けるなど、女性、若者の登用に向けた機運が高まるように努めてまいりたいと考えております。

西村委員

本会議では、他会派の質問だったんですけども、農業経営体の育成についての質問に対して、法人化への支援、推進に力を入れる旨の答弁があったわけですが、こういった農業経営体も変化が起こってきたときに何か影響が起こるんでしょうか、あるいはそういったときどのように対応しようとお考えなんですか。

農政課長

農家が自ら法人化をする場合は余り影響はないかと思えます。ただ、既に法人格を持っている一般法人が農業参入をしようとした場合に、やはり農業委員会等で農地の貸借ということをやった上で参入するということが出てきます。今回、農業委員会の組織等が見直されるのは、そういう農地をより活用していくということで、そういう法人参入にも積極的に対応して農地の活用を図っていくということが目的になってございます。その辺については今後も積極的に進めてもらうように県としても働き掛けていきたいと思っております。

西村委員

変化に伴って課題というものは出てくるとは思いますけれども、県でしっかりとバックアップをしていただけますようにお願いします。

この制度改革を円滑に進めるために県の支援が必要だと思うんですが、主に市町村が動かしていくわけですけれども、県はどう関わっていこうと考えていらっしゃるのでしょうか。

農政課長

農業委員の選任制についてですが、法が公布されました本年の9月4日以降に任期を迎えた農業委員会は、任期を延長して来年の4月1日から新体制に切り換えるということになります。平成28年4月以降は、現農業委員の任期が切れる段階で組織見直しが必要になるという制度になってございます。

県内32農業委員会がございまして、平成28年4月1日、今度の4月1日でも新体制へ移行が必要となる農業委員会が3委員会ございます。あと、4月早々に任期を迎える委員会が1委員会、合計4委員会が本年度中に市町村議会の了解を得て、選任の手続きが必要になるという状況がございまして。

そういうこともございまして、農業委員会の県段階組織である神奈川県農業会議が中心になって説明会、相談会等を行って、その移行に向けた理解の醸成等を図ってございます。そういう場面に、県としても協力をさせていただいている。また、農業会議が農業委員会ネットワーク機構に指定をされるということになると考えてございまして、農業会議を含めた新体制における業務の推進方法について、現在、県と農業会議で打合せを行い、4月以降の業務が円滑に行えるように様々な検討を行っているところでございます。

今後県としまして可能な限り様々な情報を収集して、農業委員会、農業会議と連携を図りながら、円滑に移行ができるように支援をしてみたいと考えてございます。

西村委員

法改正に伴う制度改革が円滑に進むように、そして農業関係者の方々が不安を払拭できるように、さらに女性や若者が新しい制度へできるだけ多く参画できるように、また、新たな農業経営体の方々も参画をしていただいて神奈川農政に風を送っていただけるような、そういう工夫も必要だろうと思います。県も積極的に新しい制度改革に参画をして、新たな制度に対するサポートをお願いいたしまして、この質問を終わります。

先ほど来から、6次産業化の事業計画の認定についてはもう既に質問が出ておりました。できるだけ前の質問と重ならないように伺っていきたいと思うんですが、総合化事業計画の認定は国が行うということなんですけれども、農林水産省のホームページによると、その認定のスケジュールの見直しがされたとのことであります。見直し内容及び経緯について確認をさせていただきます。

農業振興課長

見直しの内容でございまして、国はこれまで6次産業化の総合化事業計画の認定を年3回行っております。しかし、これを年12回ということで、毎月申請ができるようにするという見直しを行ったところでございます。

見直しの経緯というか、なぜ見直しをしたかということですが、認

定手続が年3回でございますと、都道府県等の予算措置の締切りと必ずしもリンクしないということで、事業の実施が1年先送りになるというケースが発生していたことということ、あと、6次産業化に取り組む事業者から国へ認定を前提にした補助金の活用を迅速に行いたいということ、また、認定を受けたいと思ったときに受けられるとしてほしいという声が寄せられたということで、平成27年8月から総合化事業計画を毎月行うということになったということでございます。

西村委員

早く6次産業化をさせたいという国の思惑は分かりました。では、これを受けて、本県における6次産業化の推進にはどういった影響があるんですか。

農業振興課長

県のサポートセンターへの相談や総合化事業計画への支援の状況を見ますと、将来の夢として考えている構想や原材料の調達方法が調整できていないなどということで、実際に総合化事業計画をつくるまでに相当の時間を要しているというケースが多いということでございますので、総合化事業計画の認定の機会が増えることで直ちに総合化事業計画の認定数の増加につながるということではございません。しかし、総合化事業計画の認定される機会が増えたことによって、農業者にとっては事業の先送り等のリスクが軽減されること、逆に申請時期に間に合わせるために計画の検討が十分でないうちに申請をしてしまうということが防げるなど、事業者の計画の実現を円滑に進める上で非常にメリットがあると考えております。

西村委員

ただ、先ほど御答弁でも、結局、認定実績は2件というお話が出ておりました。この6次産業化の成果目標として、総合化事業計画の認定者数を考えていらっしゃるようですけれども、目標としてどの程度考えていて、この目標を達成するためにどうやろうという具体的なものはありますか。

農業振興課長

今後は県の6次産業化推進計画の策定においては、関係機関や市町村等の意見を伺った上で目標を決めていきたいと思っておりますが、総合化事業計画の認定数を目標とするに当たっては、平成26年度が2件、平成27年度が今1件の見込みということで非常に少ないという現状、あと今後の取組に当たって個々の農林水産業者の取組から地域ぐるみの推進を中心にする、及び個別の農林水産業者の取組に当たっては農業者等の経営安定に資するため継続性があり安定した計画にする必要があること、また総合化事業計画の申請をする方が多くが整備に当たって補助金等の利用を考えているということがございますが、必ずしも新たな施設整備を伴わない6次産業化の推進も行われているということでございますので、その点などを踏まえて、現状を踏まえた上で、できるだけ高い数値の目標設定をしたいと考えております。

また、その目標の達成に向けては、先ほども答弁しましたが、関係機関と情報共有をしながら役割分担に基づき支援を引き続き行っていきたいと考えておりますし、また関係者が連携した地域ぐるみの6次産業化の推進を支援していきたいと考えております。

西村委員

どうやらまだ6次産業化は緒についたばかりというような感じがいたします。ただ、御答弁でもありましたし、私もそのように感じますが、食品はやはり廃り、流行があつたりしますけれども、安定をしたものを長く供給をし、そして、その6次産業化された商品を見たときに神奈川を思い出していただけるような、こういったものを勝ち得ていくのが一つ大きな果実となるのかと思います。また夢のような状態で相談に来られる方がまだまだいらっしゃるという話でしたけれども、だったらこの相談に来られた方の一つ目標みたいな設定をされて、より多くの方が興味を持っていただくというところ、まだ緒についたというのはそういう感じもあるとお話を伺っていました。

そして、元々が県民の求める食の提供というところにあるわけですから、この食といえば、おいしいか、経済的に安定をしているのか、それから身体に良いかというのが大きなポイントになってくると思います。神奈川県は医食農同源ということを標ぼうしておりますし、未病を治す施策というのを展開しようと言っているわけですから、体に良い食品の開発、発信が望まれてくるのではないのかと実感をしているところで、関連をして引き続き質問させていただきます。

その身体に良い食品ということで、機能性表示食品制度について伺いたいんですが、国において食品表示に関する新たな制度として機能性表示食品が平成27年4月からスタートいたしました。浜松の温州ミカン、岐阜の大豆モヤシ、生鮮食品として始めて消費者庁に届出が受理をされたと伺っています。本年9月だったと記憶をしております。

そこで、機能性表示食品制度は県民の健康増進にも役立つし、今申し上げたように、より多くの方に興味を持っていただけるということもあるのではないかと伺っています。機能性表示食品制度とはどのような制度であるのか、確認のため教えてください。

農業振興課長

機能性表示食品については、お腹の調子を整える、脂肪の吸収を穏やかにしますなどの特定の保健の目的が期待できる健康の維持及び増進に役立つという食品の機能性を表示することができる食品でございます。これまでは、機能性を表示することができる食品は、国が個別に許可した特定保健用食品いわゆる特保と国の規格基準に適合した栄養機能食品に限られていましたが、議員からお話がありましたように平成27年4月に新たな制度として開始されました。

機能性表示食品は、特保とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではなく、事業者の責任において科学的根拠に基づいた機能性を表示するに当たって、販売前に表示する食品の安全性及び機能性の根拠に関する情報などを消費者庁長官に届出することによって表示することができる制度でございます。

西村委員

単純に考えますと、温州ミカンの届出が受理された、神奈川県でも作っている。神奈川県では、この機能性表示食品として消費者庁に届出は出せないんでしょうか。

農業振興課長

消費者庁で公表されている資料によりますと、届出者は静岡県にある三ヶ日農業協同組合で、届出された機能性表示食品は三ヶ日ミカンということでございます。表示しようとする機能性成分はβクリプトキサンチンで、届出表の内容についてはβクリプトキサンチンが含まれていますということで、骨の代謝の働きを助けることができるというような表示になっておりますが、本県のミカンにおいても同じミカンでございますので当然βクリプトキサンチンは入っておりますが、消費者庁が定める機能性表示食品に対する必要な条件を整え、届出を行えば可能ということは思われます。

ただし、問題がございまして、三ヶ日が届出たうち、安全性の根拠とか、あと機能性の根拠を明確にするなどという点では三ヶ日が使ったデータ等が使えると思うんですが、生産や品質の管理体制について本県の産地と三ヶ日ではかなり異なっておりまして、その辺で本県のミカン産地が届出を行う場合には、産地側の体制を整えないと届出は難しいと思っております。

西村委員

課題はまだまだあるというわけですね。具体的には、その栄養成分は分かっている、それが使えるけれども、要するにエビデンスのようなものが必要だと考えればいいんでしょうか。

農業振興課長

エビデンスについては、三ヶ日のミカンで使ったデータのうち、三ヶ日の場合もミカンそのものではなく、βクリプトキサンチンについてのデータを使っておりますので、その部分についてはクリアできると思っておりますが、出荷に当たっての課題があると思っております。

西村委員

出荷に当たっての課題というのが分かりにくいんですけども、臨床を行わなきゃいけないとか、そういうわけではなく、出荷の時期とか量とかということですか。

農業振興課長

三ヶ日については、ミカンの選別に当たって光センサーを用いまして1個ずつ糖分を計っているという状況でございまして、外観品質だけではなく内面の品質も品質の面をきちんと把握しているんですが、本県ではミカンについては、糖度については糖度計を用いた抽出調査ということでございまして、そのため、ミカンの糖度とβクリプトキサンチンの含有量には相関があると言われていたんですが、その点でβクリプトキサンチンの含有量の品質性及び安定性という面で、本県のミカンについては課題があるということでございます。

西村委員

光センサーを通さなくても神奈川県は温州ミカンはおいしいということを一言付け加えさせていただいて、要望を申し上げます。

機能性表示食品制度は課題があるということが分かりました。ただ、先ほども申し上げたように、神奈川県は未病を治す、そしてまた医食農同源ということを行っているわけですから、また、新たな挑戦ということで、他部局とも連携をしたこういう挑戦をやっていただけたらというのを要望させていただきます。

す。

例えば、KASTには健康・アンチエイジングプロジェクト、阿部先生がニュートリゲノミクスというのをやっています。こういった成果を用いる。そしてまた、KASTに上がってきている桑茶、とうとるんは、北海道情報大学や江別市と食の臨床試験システムというのを通して、こういう機能性を証明しようという試みもされている。他部局の事業でありますけれども、こういった連携を取りながら、神奈川県内のおいしい農水産物は、健康にも良いということで広く表示をしていただける挑戦をしていただけますように要望いたして、私の質問を終わります。